

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

重視される機能に応じた管理経営

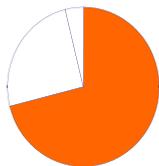
北海道の国有林には様々な森林がありますが、これらの森林には、森林がある場所や森林の内容などによって、土砂崩れを防いだり、水を貯えたり、野生生物の棲みかとなったり、木材になる樹木を育てたりと、いろいろな役割を果たすことが期待されています。

このため、北海道森林管理局では、こうした様々な森林の役割（森林の機能）のうち、特に重点的に発揮させることが必要な機能に応じて、国有林を3つに区分し、それにふさわしい取扱いを進めています。

・「水土保全林」

土砂崩れを防いだり（国土の保全）、水を貯えたり（水源のかん養）することなどを特に重視する森林

土砂崩れや土砂の流出が起きにくく、水を吸収しやすい土壌ができる、根系が発達し、下草が繁茂した森林を守り育てる。



おおむね
225万 ha (73%)



根釧西部森林管理署

・「森林と人との共生林」

貴重な野生生物の棲みかや、自然とふれあう場を提供することなどを特に重視する森林

原生的な森林を守るとともに、野生生物の生息・生育に適した森林や人々に憩いを与える美しく快適な森林を守り育てる。



おおむね
76万 ha (25%)



十勝東部森林管理署

・「資源の循環利用林」

自然との調和に配慮しながら、繰り返し、木材になる樹木を育てることを特に重視する森林

優れた木材を繰り返し生産することができる、成長力が旺盛で、林道などが整備された森林を守り育てる。



おおむね
6万 ha (2%)



十勝西部森林管理署東大雪支署

国有林は国民共通の財産として、国民の皆さんが将来にわたって安全で快適な生活を営んでいけるよう、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全などの機能（公益的機能）を維持し、高めることを国有林の管理経営の一つの大きな目的としています。このようなことから、北海道の国有林のほとんどは「水土保持林」と、「森林と人との共生林」に区分されています。

水土保持のための治山事業の実施

集中豪雨や火山の噴火などにより土砂崩れや土石流が発生すると、そこに暮らす国民の皆さんの生命や財産が脅かされてしまいます。

このため、北海道森林管理局では、山腹崩壊地や荒廃渓流など山地災害が発生する恐れのある荒廃危険地において、山腹斜面や渓流を安定させるための土留柵や治山ダムなどの施設整備を実施しています。

また、樹木が混み過ぎるなど、林分状況の過密化などにより水土保持機能の低下した森林において、間伐などの森林整備を実施しています。このような治山事業の実施により、水土保持機能の高い健全な森林の維持造成を進めています。

なお、治山事業の実施に当たっては、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進に資する間伐材の利用拡大や、地域の自然環境や景観に調和した治山施設などの整備に努めています。



場所：利尻富士町（宗谷森林管理署管内利尻富士国有林）

説明：土砂の安定や流出防止のための治山工事

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

北海道との覚書に基づいた森林づくり

北海道森林管理局では、平成 14 年 2 月に北海道知事と北海道森林管理局長との間で交わした「北海道の森林づくりに関する覚書」に基づいて、

- ・道民のニーズにあった森林の整備・保全の推進
 - ・雇用創出・産業振興のための緑環境の整備の推進
 - ・道民との協働の森林づくりのためのフィールド提供や普及啓発の推進
- に取り組み、民有林と国有林とが一体となった森林づくりを推進しています。

その取組みとして、森林管理(支)署が市町村などと協定を結び、地域と一体となった森林づくりを進めたり、森林を活用して雇用の創出に取り組んだり、フィールド提供を通じて国民の皆さんと協働で森林づくりを進めることとしています。

平成 20 年度には、当別町、積丹町、新得町との間で協定を締結し、様々な取組みを進めています。

市町村と森林管理（支）署との間で締結した森林整備などの推進に関する協定一覧

締結年月	森林管理署等	市町村	協定の概要
H15.3	上川北部	下川町	FSC ¹ 森林認証取得に向けた森林整備
H16.3	宗谷	中頓別町	鍾乳洞公園に隣接する国有林の整備
H15.3	上川北部	和寒町	ワッカウエンナイ川上流域の水源林整備
H16.5	根釧西部	阿寒町 (現釧路市)	取水源・マリモ生息域の森林整備
H16.5	十勝東部	陸別町	国有林ふれあいの森と周辺の整備
H17.2	網走西部	白滝村 (現遠軽町)	湧別川源流域を保全するための森林整備
H17.2	十勝西部	大樹町	歴舟川上流域を保全するための森林整備
H17.3	留萌北部	天塩町	ボランティアなどによる防風林の整備
H17.4	空知	芦別市	水田を守るための水源かん養保安林 ² の整備
H17.9	檜山	乙部町	森林公園、魚つきの森 ³ の整備
H17.12	根釧東部	標津町	格子状防風林 ⁴ や河畔林等の整備
H18.3	根釧東部	根室市	温根沼周辺の環境保全に係る森林整備
H18.9	宗谷	浜頓別町	クッチャロ湖周辺の環境保全に係る森林整備
H20.7	石狩	当別町	当別西部地域防風保安林の美化及び森林整備
H20.11	石狩	積丹町	余別川の環境保全及び共同施業団地の整備
H21.2	東大雪	新得町	佐幌岳・狩勝峠周辺の水源林等の整備

注：平成 21 年 3 月末現在。

山と川と海を結ぶ森林づくりに関する森林整備協定

檜山森林管理署（厚沢部町）では、平成 17 年 9 月に乙部町、乙部町縁桂を保全する会及び乙部町魚つきの森づくり協議会との間で「山と川を結ぶおとべの森林づくりに関する協定」を結びました。

その目的は、地域が一体となって縁桂森林公園、乙部町魚つきの森及びその周辺の森林づくりに取り組むことにより、自然環境を保全するとともに、豊かな水産資源を守ることです。

平成 20 年 5 月には、協定に基づき地域住民の皆さんの参加を得て植樹会を行い、ヒバ、ミズナラなど約 300 本を植栽しました。

また、地域一体となった森林づくりの一層の推進を図るため、平成 20 年 11 月に協定を変更し、森林整備の対象とする森林を拡大しました。



植樹会の様子

実施場所：乙部町（檜山森林管理署管内富岡国有林）

- *1 FSC とは、Forest Stewardship Council の略で、森林認証を行う国際的な第三者機関である森林管理協議会。
- *2 保安林とは、水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備、生活環境の保全・形成等の目的を達成するため、森林法に基づいて農林水産大臣等が指定する森林。
- *3 魚つきの森（魚つき林）とは、水面への森林の投影、養分の供給、水質の汚濁防止などにより、海岸、河川、湖沼などの魚類の棲息・繁殖を助ける森林。
- *4 格子状防風林とは、農耕地や家屋などを強風または常風から保護するために設けられた防風林のうち、空から見ると格子状になっている森林。

漁民の森林づくり活動への支援

北海道森林管理局では、北海道漁業協同組合連合会会長と平成 16 年 11 月に締結した「清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する基本協定書」に基づいて、漁業関係者の皆さんによる森林づくり活動を支援しています。

平成 20 年度には、石狩湾漁業協同組合が植林などをはじめています。

清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動の推進に関する基本協定一覧

森林管理署	地区漁協長会	締結年月	平成 20 年度の取組みの概要
根釧西部 十勝西部	釧勝地区漁業協同組合長会	平成 17 年 5 月	6 月に、大樹漁協がナナカマド、カラマツなどを計 1,750 本植樹。
胆振東部 上川南部	胆振地区漁業協同組合長会	平成 17 年 6 月	9 月に、鶴川漁協がアカエゾマツを 500 本植樹。
宗谷	宗谷管内漁業協同組合長会	平成 18 年 4 月	10 月に、枝幸・利尻・香深・船泊・仙法志漁協が、ヤチダモ、エゾヤマザクラなどを計 1,270 本植樹。
石狩 後志	小樽地区漁業協同組合長会	平成 20 年 10 月	10 月に、石狩湾漁協がカシワ、ミズナラなどを 400 本植樹。

注：平成 21 年 3 月末現在。

清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動

石狩森林管理署（札幌市）と後志森林管理署（倶知安町）では、清流を守り豊かな海を育むための森林づくり活動を支援するため、小樽地区漁業協同組合長会会長と平成 20 年 10 月に協定を締結しました。

協定の締結を受け、石狩森林管理署では石狩湾漁業協同組合長と森林づくり協定を締結した後、「清流と魚を守る森林づくり」を開催し、地方公共団体、漁業関係者など約 60 名の参加を得て植樹を行い、森林づくりにより海が育まれることなどについて共通の認識を深めました。



植樹の様子



参加者記念写真

実施場所：石狩市（石狩森林管理署管内別狩国有林）

流域管理推進アクションプログラムの実施

北海道森林管理局では、流域ごとに民有林と国有林が協力して森林づくりなどを進める「流域管理システム^{*1}」を推進するため、国有林が率先して取り組む 3 年間の活動計画として「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」(平成 19~21 年度)を策定しています。

平成 20 年度には、地方公共団体との間で共同施業団地を設定するなど、北海道内で 184 課題に取り組みました。

友好都市と連携した森林づくりの推進

宗谷森林管理署(稚内市^{わかかない})では、稚内市から森林環境教育への協力要請を受けて、連携して植樹活動に取り組みました。

平成 20 年 8 月には、国有林のフィールドにおいて、稚内市や稚内市と友好都市の関係にある群馬県太田市教育委員会^{おおた}の関係者及び青少年の交流団員の参加を得て、エゾヤマザクラの苗木を 100 本植樹し、森林づくりの大切さへの理解を深めました。



植樹の様子

実施場所：稚内市(宗谷森林管理署管内緑国有林)

*1 流域管理システムとは、森林の諸機能が発揮される場であり、森林の整備、林業生産等を推進する上での合理的な地域範囲である「流域」を単位とし、民有林と国有林を通じ、森林・林業・林産業の関係者が協力して、森林づくりや木材生産を適切かつ合理的に進めていけるようにする体制。

地方公共団体との共同施業団地の設定

石狩森林管理署（札幌市）では、管内の積丹^{しゃこたん}地域において、民有林と国有林が一体となって効率的な森林整備を推進するため、国有林を管理する石狩森林管理署、積丹町と造林契約を交わしている独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター札幌水源林整備事務所と積丹町の三者で、平成 20 年 11 月に、「積丹地域森林整備推進協定」を締結しました。

地方公共団体などと共同施業団地を設定し、森林整備協定を締結するのは北海道内で最初の例となり、協定期間内で間伐 181ha、作業道作設 20km を計画しています。作業道の設定を連携して行い、作業道を相互通行することなどにより、生態系への影響を防ぐほか、間伐作業の効率化を図っていくこととしています。



協定締結の様子

実施場所：積丹町（石狩森林管理署管内）

(3) 国民の森林としての管理経営

双方向の情報の受発信

北海道森林管理局では、開かれた「国民の森林^{もり}」を実現するため、各種イベントやホームページなどを通じて国有林に関する情報を国民の皆さんにお伝えするとともに、ホームページや国有林モニターの皆さんを通じて国有林に対するご意見をいただくなど、双方向の情報の受発信を進めています。

国有林モニターの取組み

北海道森林管理局では、国民の皆さんに国有林の取組みについて理解していただくとともに、国有林の管理経営に国民の皆さんの声を反映させるため、平成 16 年度から、「国有林モニター制度」を実施しています。

平成 20 年度には、19 名の国民の皆さんに国有林モニターになっていただき、森林管理(支)署などが行っている各種イベントに参加していただくとともに、アンケート調査を通じてご意見をいただくなど、年間を通して活動していただきました。

国有林モニター会議の開催

北海道森林管理局では、毎年、国有林モニター会議を開催しています。会議では、国有林モニターを対象に行ったアンケート調査の結果について報告するとともに、それを踏まえた今後の対応などについて意見交換を行っています。

平成 20 年 10 月には、森林環境教育のフィールド等(定山溪国有林^{じょうざんけい})を視察した後、国有林モニター会議を開催し、全道から出席された 9 名の国有林モニターの皆さんにより活発な意見交換が行われました。



国有林モニター現地視察の様子



国有林モニター会議の様子

実施場所：札幌市（石狩森林管理署管内定山溪国有林他）